

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
 〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
 白鳥第2ビル302号
 TEL/FAX. 042-552-4451
 Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
 http://www.yokota-kougai.com

第二回進行協議報告

国側「現場検証は必要ない」と 乱暴な意見書提出

去る10月15日午前11時より、東京地方裁判所立川支部において、第2回進行協議期日が開かれました。場所はいつも裁判が開かれている法廷ではなく全部で20名も入らない程の小さな部屋で行われたことから、参加者数も、原告本人が20名、原告代理人弁護士が13名及び被告国側代理人が9名と、通常の裁判よりも参加者を限定して手続きが実施されました。

の関係では、裁判官に直接今回問題となっている騒音を体感してもらおう、という手続きです。

原告が申し出た検証の具体的方法としては、現地に直接赴いてもらう方法及びビデオ鑑賞によるものですが、後者はあくまで前者の現場検証の事前準備という位置づけであり、あくまで現地の様子を見たいという目的となります。

原告の皆さんが基地からどのくらい距離に居住しているのか、飛行機がどこから飛来してくるのか、その際の音は実際にどのくらいうるささを感じるのかは、実際に体感しなければわかりませ

【今回の進行協議 手続の内容】

今回の進行協議手続においてはこちらから提出した検証申請が主な協議の対象となりました。検証とは、今回の裁判と

ん。裁判官に皆さんの被害の状況について理解してもらおうという意味で、この検証申出という手続きは非常に重要なものなのです。

具体的な検証の場所としては、従前の裁判での経験を踏まえ、スーパーマーケットや市役所、学校など皆さんが生活の中で良く利用する場所や、基地ゲート周辺、原告の皆様が多く居住している住宅地周辺などを数箇所候補として挙げました。

このような原告の申し出に対しては、国からは、そもそもそのような検証は必要ない、との意見が出されました。しかし、この裁判のような騒音公害訴訟において、現地を見ずに裁判官が判断することなどあり得ません。実際に、裁判官からは、「いずれにしても現場検証はやらざるを得ないでしょう」との発言があり、被告

国に対してもそれを前提に準備を進めるようにとの指示がなされました。

【今後の進行】

今回の検証申出は、今後の陳述書の提出やそれぞれの主張の整理を踏まえ、どのような形で検証を実施するのかにつき、さらに具体的な提案をしていくこととなります。また、国側にも、裁判所からも指示がありましたので、それを踏まえて準備をしていくこととなります。

今回の進行協議期日は、次の裁判期日の9日後である12月12日の午前11時と決定しました。また、次の裁判の日程についても協議が行われ、年が明けた平成27年1月28日の午前11時に裁判が開かれることとなりました。皆さんのご参加をお待ちしております。
 弁護士 仲村 渠 桃

ことば解説



【進行協議期日】

進行協議期日とは、裁判の審理を充実させることを目的とした手続きです。

この裁判のように、当事者が多数存在し、争点も多岐にわたるような事件においては、当事者双方の主張・立証の準備期間を考慮し、通常の法廷での裁判手続きが2、3か月に1回のペースでしか開かれず、裁判が遅々として進まないことがみられます。このような場合に、進行協議期日において、双方が予定している主張・立証の計画を明らかにし、これを元に裁判期日での審理の計画をおおまかに立てることによって、1回1回の裁判における審理を効率的にすることが出来ます。

面で広がる飛行騒音

飛行回数増加を朝日新聞が報道

8月26日付の『朝日新聞多摩版』は、「横田基地 膨らむ騒音」との見出しで、横田基地を使用する航空機の飛行騒音が増加している現状を報じました。

この記事によれば、基地南側の福生市熊川の測定地点では2013年度の「3秒を超える70デシベル以上の騒音」が、前年に比べて3061回増加。北側の瑞穂町箱根ヶ崎の測定地点では1071回増えています。

騒音コンター外の自治体でも被害が

こうした騒音被害は、騒音コンターから外れている武蔵村山市・青梅市・羽村市・あきる野市にも広がっています。この朝日新聞の記事で

もあきる野市役所への苦情が増え「09、10年度に3件だったのが、12年度に44件、13年度に40件と10倍以上になった。」と報じています。原告団でも独自に青梅・羽村・武蔵村山の各市役所を訪ね、それぞれ

の担当から「飛行回数が増えている」「高度が低い」と言う苦情が寄せられている「等の話を聞いています。またこれらの市の住民からも「家を買うとき「騒音被害はない地域です」と説明されたが話が違う」「こんなにいるさいのにNHK受信料の割引もない」「防音工事

がしてもらえないのは不公平だ」などの声が原告団に寄せられています。

飛行ルートが大きく変化する訓練基地の役割も強化

これまでの騒音被害コンターは、滑走路の延長上に細長く引かれています。そのため武蔵村山・青梅・羽村・あきる野の各市はいずれもコンターから外れています。それにも関わらず苦情が増えているのはコンターから外れたルートの飛行が増えているためです。

10月2日(木)には午前10時台に基地東側(武蔵村山市上空)を南から北へ、ヘリコプターが低空で飛行し、『ジョイフル本田』から瑞穂町役場にかけての上空で西へ旋回して、基地方向へ飛行しています。午後1時台の40分間にはC130が4回、やはり東側を同じように飛行し、瑞穂町スカイホール辺りの上で西に旋回、基地へ降下する様子を確認されています。東側の飛行はヘリコプターもC130も高度が低く、住民から「ガラス越

しに乗員の姿が見える」と言われるほどです。

同日夜には7時16分から9時46分までの2時間30分の間にC130が基地西側(羽村市・青梅市などの上空)を南から北へ飛行した後、北側から基地へ降下する飛行を34回も繰り返しています。

こうした飛行ルートは前回の訴訟のときにはあまりなかったことですが、横田基地がこれまでの輸送中継基地という性格に加え、パラシュート降下訓練や旋回飛行訓練を厳しく実施する『軍事訓練基地』という役割も併せて強化していること、

現れです。このままでは騒音被害が大きくなることはありましても減少することはありません。

防衛省は実態に即したコンターをつくれ!

9月3日(水)に行われた口頭弁論で

国側は、現行のコンターをさらに狭める『環境庁方式』によるコンターを予告しました。しかし基地周辺住民の生活実感、原告団の調査、マスコミの報道などから、騒音被害がさらに広がっているのは明らかです。コンターの引き直しは、防音工事などの事業や自治体の業務などへも大きな影響を与えます。国は一方的な引き方を止め、地元住民や自治体、専門家や当事者である原告団・弁護団の意見も聴き、現状を反映した騒音コンターをつくるべきではないでしょうか。

原告団事務局長 清水幸一

青梅、羽村、あきる野へ広がる旋回飛行をビデオ撮影

10月7日と9日は基地北側のスーパードリンピック屋上で、10月16日は基地南側のダイアパレスマンション屋上をお借りしてビデオ撮影と騒音測定を行いました。観測は午前10時〜午後5時までの7時間行われましたが、その間で記録された飛行回数は10月7日9日が30回。16日は50回を超えました。

この3日間の撮影状況は、検証ビデオとして裁判所に提出する予定です。

9月3日(水)に行われた口頭弁論で

八王子・日野支部は去る10月11日、12日の2日間にわたり、「八王子平和を愛する文化祭」において展示参加をしました。昨年同様に、市民の皆さんから米軍機

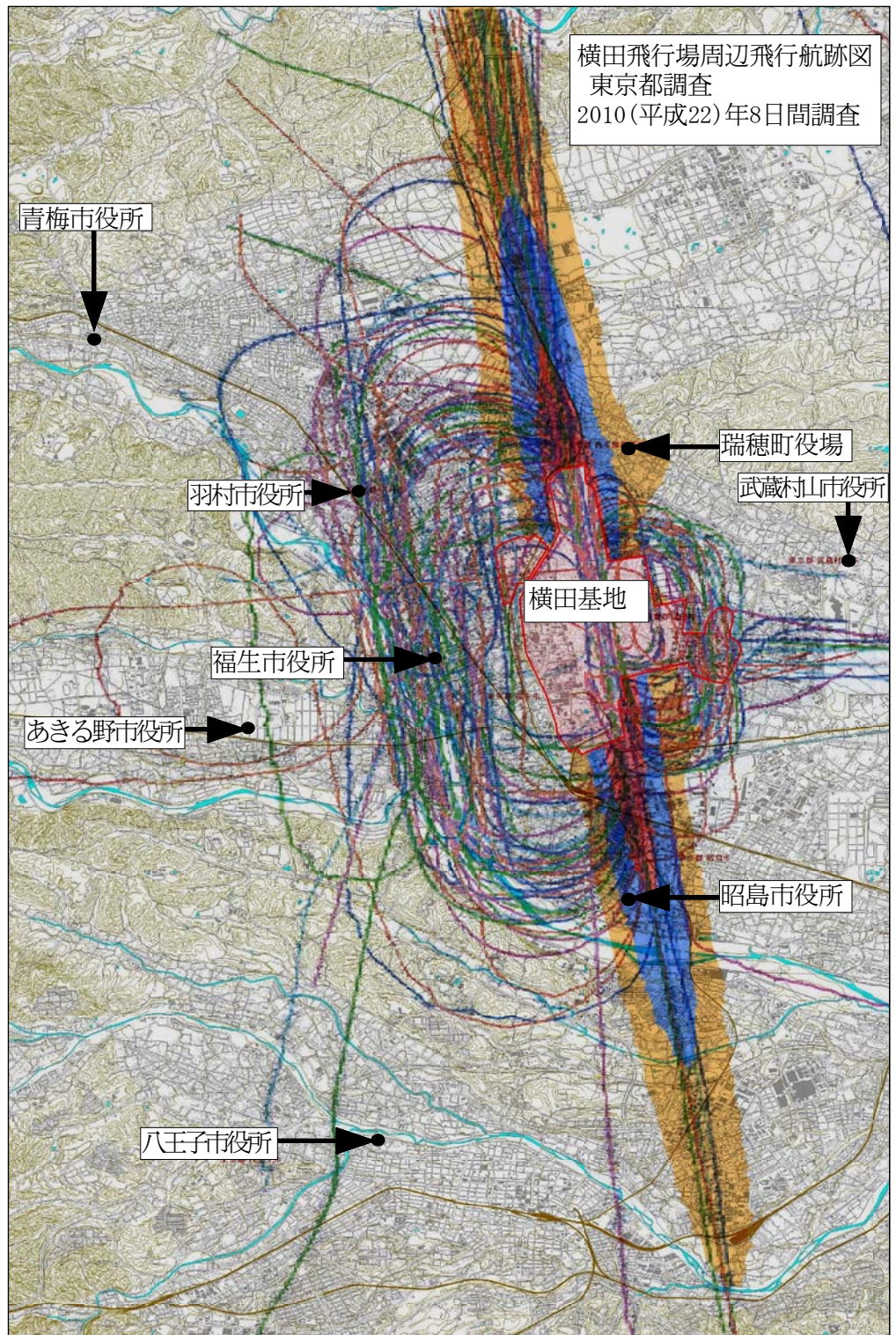
八王子でも広がる訓練飛行

を目標とした地点を地図上に赤色にシールを貼ってもらったところ、ほぼ八王子市内全域に米軍機による飛行が行われていることがわかりました。騒音コンタクトを大きく超えて西側、南側

に飛行が広がっているのです。「こんな所まで、米軍機が飛んでくるとは思わなかった。」「非常に低空で、何機も連なって飛んできて恐ろしい」など感想が寄せられました。



ビデオ撮影風景
2014年10月16日
撮影と同時に飛行時刻、機種、騒音デシベル値を記録しました。



飛行航跡図

右の図は東京都が、2010(平成22)年11月10日、12日、15日、16日、17日、18日、24日、26日の8日間にわたって横田基地を離陸する航

空機の航跡を調査したものです。4年前当時も基地西側への巡回飛行が頻繁に行われていたことがわかります。

模も拡大していることは、あきる野市への苦情が増えていることから明らかです。 ※基地を中心として南北に延びている淡い網掛け部分が騒音コンタクトです

CV22オスプレイ横田配備 来年7月をめどに!?

共同通信のニュースを沖縄タイムス、テレビ朝日、中国新聞などが「日米両政府が米空軍仕様のCV22オスプレイ12機を早ければ来年7月横田基地に配備する方向で調整している」と10月4日に報じました。

昨年夏以来、私たちは政府に対して「CV22オスプレイの横田配備計画の撤回を求める要請」を行い一万筆以上の署名を提出して、米側との交渉経緯をきちんと開示する事を求めてきましたが、「米側からはいかなる決定もしておらず、日本政府としても正式に配備計画の存在について聞いていない」との回答で終始してきました。

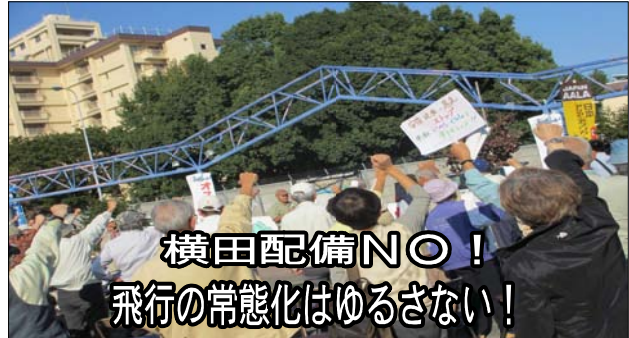
今回の報道は、「火の無いところに煙は立たぬ」といわれるとおり、昨夏より政府関係者が動いていたことを証明しました。

また、沖縄タイムスは「沖縄の基地負担増を回避する姿勢をアピールする狙い」と報じていますが、普天間や嘉手納の「爆音訴訟原告団」は、両者とも「横田基地へのCV22オスプレイ配備は、沖縄の基地負担を軽減するものには全くならない」とキッパリ言明しています。

横田へオスプレイが配備されれば北関東地域および首都圏上空一帯での飛行訓練も必然です。現在でもC130輸送機による訓練飛行で暮らしを脅かされ続けているのです。オスプレイ横田配備は何

ばなりま
せん。過
去、二
度の裁
判で司
法が騒
音被
害を認
め、こ
れを放
置する
国の
異常な
事態を
厳しく
断罪し
たにも
かかわ
らず、
国はさ
らなる
騒音を
押し
しつけ
ようと
してい
ます。昨
年は基
地周
辺自治
体、議
会はこ
ぞって
「オス
プレイ
横田配
備に反
対する
意見書
」を上
げてい
ます。

国はこの
ような
周知自
治体・
住民の
意をく
んでオ
スプレ
イ配備
はきつ
ぱり断
念すべ
きです。



オスプレイ3機 突然飛来 自治体への通告は直前

10月24日(金)午後2時30分頃 3機のオスプレイが相次いで横田に南側から着陸。このとき目撃した八王子住民からは2機はヘリモード、1機はモード転換中だったと連絡があった。これらのオスプレイは、25日は横須賀基地と厚木基地への飛行と、自衛隊百里基地への飛行を行った。まさに、横田基地が関東地域のオスプレイ訓練拠点として使用された。

3機のうち2機は27日(月)に普天間基地へ帰還したが、28日現在1機は横田に残っています。

原告団活動日誌

- 9/16 原告団ニュース第14号編集会議
- 9/18 原告団ニュース第13号発行・発送作業
- 9/18 原告団ニュース第14号編集会議
- 9/19 第19回原告団会議
- 9/22 拝島第二小へ現地検証の依頼訪問
- 9/24 昭島支部会議
- 9/25 八王子・日野支部事務局会議
八王子・日野支部世話人会
- 9/30 八王子現地検証場所下見
- 9/30 オスプレイ抗議集会の今後について5団体打合せ
- 10/1 検証ビデオ撮影 打合せ
オスプレイ抗議集会(トモダチ公園)
- 10/7,9 検証ビデオ撮影
- 10/13 事務局会議
- 10/14 弁護団会議
- 10/15 第2回進行協議
- 10/16 検証ビデオ撮影
- 10/19 10.19オスプレイ反対集会
- 10/22 昭島支部会議
- 10/23 八王子・日野支部事務局会議
- 10/24 第20回原告団会議
- 10/25 八王子・日野支部世話人会
- 10/26 (株)エイトライフ職員の基地見学案内

これからの裁判スケジュール

12月3日(水) 第6回口頭弁論 午後2時
12月12日(金) 第3回進行協議 午前11時
平成27年1月28日(水)
第7回口頭弁論 午前11時
いずれも東京地裁立川支部で行われます